

## 神奈川県の実質赤字比率等について(平成27年度決算)

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%  
該当なし(-%) 全会計とも赤字なし [⑳～㉔ 該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額: + 一般会計における実質赤字額 一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 市町村自治振興事業、公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、 災害救助基金、母子父子寡婦福祉資金、水源環境保全・再生事業、 農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、 介護保険財政安定化基金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、中小企業資金、 県営住宅管理事業 (15会計)	-
分母	標準財政規模	14,189

注 本県の一般会計等とは、公営企業会計を除く、全ての会計。

- (2) 連結実質赤字比率 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%  
該当なし(-%) [⑳～㉔ 該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額: + 一般会計等における実質赤字額 公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、 酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業 (7会計)	-
分母	標準財政規模	14,189

病院事業会計は資金不足1億円があるが、他会計が資金剰余であるため連結実質赤字額は発生していない。

- (3) 実質公債費比率(3か年平均) 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%  
12.0% [⑳11.9% ㉑11.1% ㉒10.6% ㉓10.3% ㉔9.9%]

(単位:億円、%)

区 分		25年度	26年度	27年度
分子	元利償還金等: + + + - 公債費 公債費充当公営企業繰出金 公債費充当一部事務組合繰出金 公債費に準ずる債務負担行為等 当該年度公債費等交付税措置額	1,449	1,572	1,390
		2,907	3,072	2,965
		40	44	39
		9	8	7
		37	34	31
		1,544	1,586	1,653
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模: - 標準財政規模 当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	11,901	12,124	12,536
		13,445	13,711	14,189
		1,544	1,586	1,653
分子/分母		12.2	13.0	11.1
		3か年平均		12.0

注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

132.3%

[②⑥142.9% ②⑤161.4% ②④178.8% ②③185.1% ②②193.1%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債: - 将来負担額 ・一般会計等地方債現在高 ・債務負担行為に基づく支出予定額 ・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 ・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額 ・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 ・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額 ・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額 充当可能財源等 ・将来負担額に充当可能な基金 ・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等) ・地方債現在高等に係る交付税措置見込額	A	16,591 48,523 42,519 226 349 13 5,300 117 - 31,932 6,676 1,151 24,104
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模: - 標準財政規模 当該年度公債費等交付税措置額	B	12,536 14,189 1,653
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。			A/B = 132.3%

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

病院事業 2.8%

病院事業以外 該当なし(-%) [②②~②⑥ 全会計とも該当なし]

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	-	505	-
	電気事業	-	76	-
	公営企業資金等運用事業	-	5	-
	相模川総合開発共同事業	-	15	-
	酒匂川総合開発事業	-	11	-
	病院事業	1	36	2.8
流域下水道事業(法非適用企業)		-	96	-

- 注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業  
 2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの  
 3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額  
 4 資金不足額  
 (法適用企業) (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額  
 (法非適用企業) (繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額